

(仮称)仙台市荒井南土地区画整理事業に係る
環境影響評価方法書に対する指摘事項への対応について

平成23年7月22日

仙台市荒井南土地区画整理事業組合
設立準備委員会

	指摘事項	対応方針	備考
6	小学校の向かい側に沿道型商業地を計画しているが、環境配慮上望ましくないのではないか。	<p>沿道型商業地は、事業予定地を含む近隣の住民の日常的な購買需要に対応する規模の商業施設(スーパー等の低層の商業施設)の立地を想定しています。利用者の利便性及び交通需要に対応する来店ルートから、県道荒浜原町線沿道の現在の位置に配置しています。</p> <p>本事業は区画整理事業であるため、商業施設の事業者に対しては、周辺の施設分布等の地域特性に関わる情報を提供するとともに、事業の実施に伴う環境配慮等の徹底を促していく考えです。</p> <p>その結果、建築計画の内容や、事業計画が固まった段階で行う大規模小売店舗立地法などの手続きの中で、十分な配慮がなされるものと考えています。</p>	
7	盛土量、土取り場は想定しているのか。盛土量は沈下量も考慮しているのか。	<p>事業予定地の震災前における地盤高は標高約2.0mで、造成後の平均的な宅地の標高は約4.0mの計画であるため、平均盛土高は約2.0mとなり、盛土量は約30.0万m³と想定しています。盛土材は、利府町森郷字内ノ目北地内の土取り場からの搬入を想定しています。</p> <p>国土地理院発表の資料では、震災により、東北地方東海岸一帯の地盤が一様に沈下していること、事業予定地周辺において大規模な不 同沈下等が確認されていないことから、造成工事による沈下量については、震災前の想定から大きな変化は生じないと考えていますが、今後、詳細に地質調査を行い、その結果を踏まえて算定していきます。その結果、盛土量は、増量する可能性があります。</p>	方法書 p.11 資料1-2 p.25~28
8	事業予定地は、液状化現象が想定されるのか。その場合には、ライフラインの配置なども考慮すべきである。	<p>事業予定地においては、3月11日の東日本大震災においても液状化の現象は見られませんでしたが、液状化対策が必要な地盤であるかどうかは、ボーリング調査により把握いたします。</p> <p>ボーリング調査により液状化現象の可能性がある場合には、安心安全なまちづくりを目指すという事業方針を念頭に、最適な工法を選定していきたいと考えています。また、その場合には、地形・地質(土地の安定性)を選定項目といたします。</p>	方法書 p.250

2) 第1回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	方法書の8頁の「(2)事業内容の基本方針」も、当然、今回の震災における計画地及びその周辺の被害の状況を踏まえ、事業の基本方針を見直す必要があるのではないか。災害に対する安全性というような視点を加える必要はないか。	今回の震災を踏まえ、防災・安全面に関しては、ご指摘のとおり、まちづくりの基本方針に「災害に対する安全性」の視点を加えていきたいと考えています。 その内容は、準備書において、明らかにしていきたいと考えます。	資料 1-2 p.29
2	計画地は、今回の震災後の津波の影響で甚大な被害を被った荒浜地区に近く、計画地域及びその周辺においても地震の影響がみられる。3月11日以降に改変された現状に基づいて、全項目の評価方法を当然見直さなくては正しいアセスメントにはならない。全項目について今の案でよいか再検討した後に審査会に諮るべきである。	本事業における環境影響評価準備書作成に係る現地調査は、現実的には「b)震災後の現実」から「c)復旧段階の環境」にかけて、この段階での調査しか実施することができないと考えています。このため、添付資料のとおり、各項目の予測評価実施にあたっての対応について再検討いたしました。 また、震災後の地域の概況については、準備書の中で変更していきたいと考えています。	資料 1-2 p.30~38
3	アセスメントの多くの項目において、現状との比較が行われる訳であるが、この”現状”という言葉は、今回の場合は、 a)震災前にその地域が享受していた環境レベル b)震災後の現実 c)復旧段階の環境(工事車両の増加等の影響の下の) d)復旧後の周辺の環境の水準 等に分けて考えるべきである。現段階で d) の姿が明確に見えないので、難しい問題が多いと思うが考え方を整理して欲しい。		

3) 第2回審査会の指摘事項への対応(平成23年6月1日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	七郷小学校や七郷中学校のボーリング柱状図によればN値が1~2などの軟弱地盤層が数メートルあり、これに 2mの盛土をするということだが十分な対策をとっているのか。 販売にあたっては、宅地の従前地が水田だったことを説明すべきである。	事業予定地においても、七郷小学校や七郷中学校のボーリング調査結果と同様に、地表面から 3~4m程度の深さに軟弱地盤層の存在が推察されますが、プレロード工法など十分な圧密沈下対策を講じた上で建築物の工事に入るような工程を計画しております。 従前地の土地利用および今後のボーリング調査において軟弱地盤層の存在が明らかとなり、その対策を講じた場合には、その内容を不動産取引における重要事項説明の中で十分説明する計画としています。	
2	プレロードするということだが残土は発生しないのか。	プレロード工法を選定した場合、載荷盛土は工区ごとに段階的に行い、盛土材として再利用し、残土を発生させないよう計画しております。	

	指摘事項	対応方針	備考
3	七郷小学校、七郷中学校のボーリング結果があるが、平成6年、平成8年に実施したものであり、震災前後の調査結果を比較できるよう近傍箇所で現況調査を実施されたい。	ボーリング調査地点の選定は、「仙台市開発指導要綱」を参考とし、既存資料や事業予定地の微地形等を踏まえ、事業予定地内の七郷小学校や七郷中学校の調査地点の近傍も選定し、震災前後が比較できるよう配慮していきます。	
4	軟弱地盤層の上に盛土工事を行って宅地造成を行うのは危険ではないのか。その際、盛土した地盤と地震による液状化の因果関係が分かっているのか。また、現在の知見の中で最高の水準で対策をとるという理解でよいか。	地盤の液状化は、飽和状態にある(地下水位以下にある)ゆるい砂層が地震の揺れにより土粒子間の結びつきがなくなり流体となることにより発生する現象です。液状化の可能性については、ボーリング調査結果をもとに検討いたします。調査結果より液状化の可能性がある地層が明らかになった場合には、地層の状況、施工性、経済性などを踏まえた適切な地盤改良対策を検討していきます。	
5	調整池は仙台市と協議・調整し構造や規模を検討するとあるが、今後どのようになるのか。	調整池については、将来的に維持・管理することになる仙台市との協議・調整により、構造及び規模等については今後決定することになりますので、この審査会の場で最終形をお示しできません。準備書の段階で明らかにしていきたいと考えています。	
6	仙台市震災復興ビジョンでは、計画期間を5年間としており、第2回審査会資料1-2の30頁のスケジュールとは差異がある。当該資料の復旧時期は、仙台市の復興ビジョンによれば、すでに復旧は完了し、復興した段階の発展・創出期となっているので、事業予定地周辺で新たな施設立地などが進行していることも考えられるため、事業による負荷を考慮し、その予測・評価を行う必要があることから、復興ビジョンのスケジュールと摺り合わせが必要ではないか。	仙台市震災復興ビジョンを踏まえたスケジュール及び考え方については、資料1-2に見直した内容を整理しました。平成23年6月1日資料からは、復旧・復興のスケジュールの変化により、選定項目ごとの予測対象時期が一部変化しますが、調査、予測及び評価を行う方針については、第2回審査会でご説明した内容から大きく変わりません。また、事業予定地周辺における復旧・復興による施設の立地などに伴う環境負荷については、それらの動向を注視し、各選定項目の予測評価を行う段階(準備書作成段階)で、明確になっている施設や確実に立地等が想定できる施設の条件があれば、必要に応じて予測条件に盛り込み、予測を行う考えです。特に、交通量に関する予測を行うにあたり、基礎交通量の扱いについては、現況調査結果を基本として用いますが、工事中、供用時とともに、文献等から得られる各種交通関連データや伸び率等の情報については、必要に応じて条件に加味していく考えです。	資料2-2 p.30~32

4) 第2回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	参考資料の仙台市復興ビジョンでは本件の造成工事期間が、復旧・再生の次の段階の発展・創出期に位置付けられていることから、資料1-2で詳しく検討されている復旧工事車両の影響に加えて、発展・創出段階で新たに建設される施設利用に伴う車両交通の増加等の負荷もバックグラウンドに上乗せされるものと推定される。資料1-2の30頁の表のタイムスケジュールを仙台市の復興ビジョンに差し替えるとともに、発展・創出段階で新たに生み出される施設利用の負荷の取り扱いについても、考え方を整理し、資料1-2の30頁～32頁の部分を加筆されたい。	3) 第2回審査会の指摘事項への対応(平成23年6月1日)の「6」と同様。	資料2-2 p.30～32

2. 大気質

1) 第1回審査会の指摘事項への対応(平成23年4月15日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	現況調査時期について、騒音・振動の項目で意見があったが、大気質も同様である。震災の復旧工事が重なるため、工事車両が頻繁に通る状況であり、平常時とはいえないのではないか。	事業予定地北側に隣接する七郷小学校は、大気汚染常時監視測定局が設置されています。方法書に示すとおり、この測定局の大気質濃度及び気象データを収集・整理して現況を把握するとともに、予測条件として用いていく方針です。 交通量調査については、騒音・振動の現地調査と同時期に実施していきます。この調査は、季節を問わない項目であるため、調査時期をなるべく後ろ倒しにして、復旧に伴う交通負荷が比較的定常化した時期で調査を実施するとともに、復旧関連車両については、目視により可能な範囲で区別していきたいと考えています。	資料1-2 p.33、p.36 資料1-3 p.4～6
2	方法書P253に、日射收支量とあるが日射量の間違である。	ご指摘のとおり修正いたします。	資料1-3 p.4

2) 第1回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

3) 第2回審査会の指摘事項への対応(平成23年6月1日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	七郷測定局は地震後も継続して測定しているので、地震前後の状況や季節毎の変化を解析し、適切に予測に活用されたい。 震災により被災した沿岸部から発生する粉じんの影響も考えられるので考慮されたい。	ご指摘のとおり、七郷測定局のデータを適切に解析し、予測・評価を行います。 また、粉じんについては、七郷測定局で測定している浮遊粒子状物質濃度のデータを整理し、震災前と震災後の動向を把握していきたいと考えています。	

4) 第2回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

3. 騒音・振動

1) 第1回審査会の指摘事項への対応(平成23年4月15日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	方法書P260 の(1)予測内容の「1. 工事による影響」の項目で、③にのみ等価騒音レベル(L_{Aeq})を予測すると記載されている。①及び②についても何を測定するのかわかるよう記載すべきではないか。振動についても同じである。	ご指摘のとおり修正いたします。	資料 1-3 p.11、p.14
2	事業予定地は、航空機騒音の影響を受ける地域であるが、住宅地として提供するのに適した土地かどうかを判断するということでよいか。そうであれば、どのような手法で評価するのか。 他事例では、既存の道路交通騒音の影響が新たな住宅地にどの程度影響するのかを予測し、住宅地として適しているか評価している。	供用時の予測にあたっては、市道長喜城霞目線沿道などにおいて、道路交通騒音を予測し、道路に接する事業予定地内の騒音レベルの程度を予測していきます。 予測には、現地調査で得た一般環境騒音(航空機の飛行の有無を区別した一般環境騒音)を暗騒音として予測条件として用いるため、航空機騒音を踏まえた基盤整備後の一般環境騒音を予測及び評価できるものと考えています。	方法書 p.260 資料 1-3 p.11

	指摘事項	対応方針	備考
3	航空機の飛来にかかる評価の手法として、WECPNLで評価することになっているが、評価尺度がLdenに変わっているので訂正すること。	<p>航空機騒音に係る環境基準については、平成25年4月1日より新基準が施行されることを加筆・修正いたします。</p> <p>本事業は、航空事業ではないこと、霞目飛行場周辺における仙台市測定では、これまで環境基準(WECPNL)を満足しており、事業予定地はそれら測定地点からさらに遠方であることを踏まえ、現地調査では航空機騒音を対象とした騒音測定を行うこととしていません。</p> <p>しかし、霞目飛行場は事業予定地近傍(直線距離で約1km)にありますので、本事業の騒音に係る予測において、航空機の飛行による騒音を無視せず、航空機の飛行の有無を区別して事業予定地周辺の一般環境騒音を把握し、予測及び評価に活用していきます。</p> <p>また、供用時の航空機騒音については、WECPNLとLdenとの関係性を踏まえ、仙台市が測定している既往の航空機騒音結果(WECPNL)をもとに定性的に予測及び評価を行う考えです。</p>	資料1-3 p.12
4	事業予定地周辺は、震災復旧工事のため、長い期間工事車両が走行すると思うが、現況調査実施時の代表的な日をどのように設定するのか。調査時点では工事車両が頻繁に走行しているが、工事中は比較的少なくなると思う。そうなるといつたって何を評価したのかが明確にならない。不確定な部分があることを明記しておけば、後の対応がしやすくなるのではないか。	<p>ご指摘のとおり、調査を実施しようとする時点では復旧工事が重なり、平常時ではないと考えています。</p> <p>そのため、復旧に伴う交通負荷が比較的定常化した時期となるよう、可能な範囲で調査時期を後ろ倒しにし、交通状況を把握していきたいと考えています。</p> <p>また、復旧関連車両については、目視により可能な範囲で区別し、一般車両の走行の程度を把握していきたいと考えています。</p>	資料1-2 p.34~36 資料1-3 p.10~11
5	霞目飛行場の規制区域内は騒音対策が行われているのか。規制区域外はどうなのか。	<p>東北防衛局では、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年6月27日法律第101号、平成19年6月8日最終改正)」に基づき、対象地域内の住宅に対して防音工事の助成を行っていますが、陸上自衛隊霞目飛行場周辺には対象地域が存在しないとのことでした。</p> <p>また、対象地域外ではこの助成は行っていないとのことでした。</p> <p>(東北防衛局企画部防音対策課住宅防音第1係聞き取り結果)</p>	

2) 第1回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

3) 第2回審査会の指摘事項への対応(平成23年6月1日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	現況交通量を調査する際、復旧関連の工事車両を減じ、それを基礎交通量とするとのことであるが、復興により交通量が増加することもあると思うので、過小評価になるのではないか。	工事中の交通に関する予測で用いる基礎交通量は、事業予定地周辺で実施されている復旧等の工事による環境負荷を一律と捉え、現地調査結果で得られる交通量(一般基礎交通量+復旧等の関連車両)を用いる考えです。供用時の予測で用いる基礎交通量は、現地調査時に復旧等の工事に関わる車両を可能な範囲で区別していくこととしていますので、一般基礎交通量を抽出して用いていきます。なお、基礎交通量は、工事中、供用時ともに、文献等から得られる各種交通関連データや伸び率等の情報についても必要に応じて条件に加味していく考えです。さらに、伸び率等のほか、事業予定地周辺における復旧・復興による施設の立地などに伴う環境負荷については、それらの動向を注視し、交通関係の予測評価を行う段階(準備書作成段階)で、明確になっている施設や確実に立地等が想定できる施設の供用後の交通条件が得られれば、可能な範囲で、本事業で実施するアセスの工事中及び供用時の予測条件に盛り込み、予測を行う考えです。	

4) 第2回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

4. 低周波音

1) 第1回審査会の指摘事項への対応(平成23年4月15日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

2) 第1回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

3) 第2回審査会の指摘事項への対応(平成23年6月1日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

4) 第2回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

5. 惡臭

1) 第1回審査会の指摘事項への対応(平成23年4月15日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

2) 第1回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

3) 第2回審査会の指摘事項への対応(平成23年6月1日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

4) 第2回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

6. 水質

1) 第1回審査会の指摘事項への対応(平成23年4月15日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	調整池整備により、水が滞留し水質の変化が予測されるが、方法書P247 の水質について、供用による影響を選定していないのは不自然であるため検討されたい。	調整池は、降雨時の一時的な貯留を目的としているため、常に水が滞留しているという機能は有していません。そのため、方法書に示しているとおり、環境影響要因は工事中のみと捉え、供用時を環境影響要因としては捉えることは考えていません。	

2) 第1回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

3) 第2回審査会の指摘事項への対応(平成23年6月1日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

4) 第2回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

7. 底質

1) 第1回審査会の指摘事項への対応(平成23年4月15日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

2) 第1回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

3) 第2回審査会の指摘事項への対応(平成23年6月1日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

4) 第2回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

8. 地下水汚染

1) 第1回審査会の指摘事項への対応(平成23年4月15日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

2) 第1回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

3) 第2回審査会の指摘事項への対応(平成23年6月1日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

4) 第2回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

9. 水象

1) 第1回審査会の指摘事項への対応(平成23年4月15日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	工事前後の水路の対策はどのように行うのか。	事業予定地には、農業用排水路が8施設あります。そのうち、仙台堀は基本的に現状のまま保全しますが、その他は、管理者である仙台東土地改良区と協議し、廃止することとしています。ただし、事業予定地西側でキャッチ水路を整備し、事業予定地南側の水路と接続し、迂回させる計画です。	方法書 p.13~14
2	方法書13頁及び14頁において、農業用排水路の計画について説明があったが、資料2-1の現況写真を見るとキャッチ水路の断面が小さいのではないかと思うが、オーバーフロー等の懸念はないのか。	事業予定地の仙台堀以外の農業用排水路を廃止し、キャッチ水路により迂回させる系統については、管理者である仙台東土地改良区と協議・了承済みですが、水路の断面等は今後基本設計等を進める中で協議し決定していくと考えています。	方法書 p.13~14

2) 第1回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

3) 第2回審査会の指摘事項への対応(平成23年6月1日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

4) 第2回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

10. 地形・地質・地盤沈下

1) 第1回審査会の指摘事項への対応(平成23年4月15日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	<p>ボーリング調査の数を7箇所と決めた根拠はなにか。</p> <p>マニュアル上の基準があっても地形に沿った設定が必要ではないか。マニュアルどおりにやればいいというものではないのではないか。</p> <p>旧河道が存在すると、“溺れ谷”的ようにあるところで軟弱層が急に深くなっていたりするので注意が必要である。</p>	<p>ボーリング調査の数は、宅地開発の基準となる「仙台市開発指導要綱」を参考に、250m四方に1箇所程度として決定しました。</p> <p>ご指摘のとおり、既存資料等を収集し、事業予定地の微地形等を踏まえながら、調査地点を検討したいと考えています。</p> <p>事業予定地内のボーリング位置については、地質の断面構成が判断できるよう決定していくたいと考えています。</p>	資料 1-3 p.19~20
2	現状の段階でもボーリングデータはあると思うので、圧密沈下を待つか、促進するためにプレロードを実施するのかなど、ある程度地盤改良の工法を選定し記載するべき。現段階ではどのように計画しているのか。	近傍の七郷小学校及び七郷中学校の地質調査結果から軟弱地盤は深さ3~4mで存在していると推察しています。軟弱地盤対策としては、確定ではありませんが、圧密沈下を促進させるよう、プレロード工法を想定しています。しかし、事業予定地内のボーリング調査結果から最適な工法を確定していきたいと考えています。	資料 1-2 p.39~41

2) 第1回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

3) 第2回審査会の指摘事項への対応(平成23年6月1日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

4) 第2回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

11. 土壤汚染

1) 第1回審査会の指摘事項への対応(平成23年4月15日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

2) 第1回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

3) 第2回審査会の指摘事項への対応(平成23年6月1日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

4) 第2回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

12. 電波障害・日照阻害・風害

1) 第1回審査会の指摘事項への対応(平成23年4月15日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

2) 第1回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

3) 第2回審査会の指摘事項への対応(平成23年6月1日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

4) 第2回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

13. 植物・動物・生態系

1) 第1回審査会の指摘事項への対応(平成23年4月15日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	大沼はマガノの渡来地となっているが、マガノは餌を捕獲するため数kmの範囲で行動するので、事業予定地が餌場になっている可能性があり、本事業により餌場が減少することになる。それを評価できるような調査方法にする必要がある。方法書の調査方法では評価できない。このため、たとえば、マガノが多く飛来する11月から2月にかけて集中して鳥類の定点調査を行ったり、どこに餌をとりに行くかということも調査すべきではないか。	<p>大沼は、平成12年から平成13年にかけての冬季に最も多くの個体が飛來した記録があります。この年は寒波により、伊豆沼周辺において採餌できない状況であったためであり、例年は、数羽から20羽程度の個体が飛來している程度と聞いています。また、採餌場所は仙台東部道路より東側の水田等であることが観測されています。(日本野鳥の会宮城県支部聞取り結果)。</p> <p>震災により、大沼は海水が流入していると考えられること、事業予定地周辺に大沼相当の水域は存在しないことを踏まえると、今年以降、事業予定地周辺へのマガノの飛來の可能性は低いものと考えていますが、万が一飛來する可能性を考慮し、方法書に示した定点調査を11月から2月に実施していきたいと考えています。</p>	資料1-3 p.25
2	荒井東地区のアセスでは水生植物の注目すべき種がみつかり東部道路の東側に移植している。東部道路東側の環境は、震災で影響を受けているため、回避先をどうするか今から検討しておく方がよい。	今後実施する現地調査では、注目すべき種の特性を十分把握した上で、事業予定地周辺での類似環境の分布把握など、調査・把握ていきたいと考えています。	
3	現況の農地は個人の所有地だと思うが、事業開始まで農地のままなのか。調査をする前に現況を改変することはないのか。	現時点では工事着手前に土地の改変を実施する予定はありません。今年も田植えを行う予定です。	

2) 第1回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

3) 第2回審査会の指摘事項への対応(平成23年6月1日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	大沼は、津波で海水が浸水したことだが、マガノは海水や汽水域でも飛來する。この場所は、仙台市内では唯一の飛來地と考えられ、宮城県内でも重要な湖沼であるので、丁寧な調査が必要である。	鳥類調査については、方法書に示している四季調査については、地域の鳥類相が適切に把握できる時期を逃さずに、種々の調査を実施する考えです。特に、11月から2月にかけては、当該地域でのマガノの生態を適切に把握できるよう、審査会でのご指摘を踏まえ、月1回、重点的に定点調査を実施していく考えです。	

	指摘事項	対応方針	備考
2	大沼の現況はどうなっているのか。水面は残っているのか。	現地を確認したところ、瓦礫やごみ等は撤去されておりましたが、水位は低い状況でした(平成23年6月24日現在)。管理者である仙台東土地改良区に問い合わせたところ、下流の大堀排水機場が津波により壊滅的な被害を受けたため、現在自然流下により水が抜けている。復旧の見通しは立っていないとのことでした。	

4) 第2回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

14. 景観・文化財

1) 第1回審査会の指摘事項への対応(平成23年4月15日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	周辺環境との調和を図るという方針になっているが、評価する項目はどこになるか。	景観の項目では、フォトモンタージュにより整備前後の対比を行うこととしています。基盤整備で植栽される街路樹等は、整備後のフォトモンタージュ上で図化し、定性的な予測・評価を行っていきます。	

2) 第1回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

3) 第2回審査会の指摘事項への対応(平成23年6月1日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

4) 第2回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

15. 自然との触れ合いの場

1) 第1回審査会の指摘事項への対応(平成23年4月15日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

2) 第1回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

3) 第2回審査会の指摘事項への対応(平成23年6月1日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

4) 第2回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

16. 廃棄物等

1) 第1回審査会の指摘事項への対応(平成23年4月15日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

2) 第1回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

3) 第2回審査会の指摘事項への対応(平成23年6月1日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

4) 第2回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

17. 温室効果ガス等

1) 第1回審査会の指摘事項への対応(平成23年4月15日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	温室効果ガスは宅地造成や街路灯などの基盤整備による影響があるので、配慮項目ではなく選定項目とすべきではないか。	<p>土地区画整理事業は、道路、公園等の基盤整備を行う事業であり、住宅、商業施設等の建築工事を伴わないという事業特性を有しています。</p> <p>「仙台市環境影響評価技術指針マニュアル」においても記載されているとおり、供用後の人居住、施設の稼動等に伴うエネルギー使用により発生する二酸化炭素等の環境負荷の程度を把握しておくことは必要なことと認識していますが、震災復旧等の関係から、基盤整備後の土地利用計画については、流動的です。</p> <p>一方、本事業では、基盤整備の一環で、街路灯等の設備を整備していくとともに、人の居住や施設の稼動等に伴う環境への負荷低減を図るため、仙台市との協議・調整により、エネルギー使用等に対する環境配慮については検討できると考えていることから、配慮項目として選定しています。</p>	資料 1-3 p.2

2) 第1回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

3) 第2回審査会の指摘事項への対応(平成23年6月1日)

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		

4) 第2回審査会後の文書による指摘事項への対応

	指摘事項	対応方針	備考
1	なし		